

市町村意思疎通支援事業等アンケート調査  
報告書

平成 31 年 3 月

神奈川県聴覚障害者福祉センター

## 目 次

はじめに	1
I 基礎項目	2
II 手話奉仕員養成の分析	3
III 要約筆記者養成等の分析	11
IV 厚生労働省意思疎通支援事業モデル要綱関連の分析	12
V 手話通訳者の設置分析	16
VI 手話通訳者派遣の分析	19
VII 要約筆記者派遣の分析	23
VIII 聴覚障害者相談の分析	25
IX 意思疎通支援事業全般の分析	26
おわりに	27

### 添付資料

#### 1 集計結果

- (1) 全体
- (2) 手話奉仕員養成等（保健福祉圏域別・市町村別）
- (3) 要約筆記者養成等（保健福祉圏域別・市町村別）
- (4) 厚生労働省モデル要綱関連（保健福祉圏域別・市町村別）
- (5) 手話通訳者の設置（保健福祉圏域別・市町村別）
- (6) 手話通訳者の派遣（保健福祉圏域別・市町村別）
- (7) 要約筆記者の派遣（保健福祉圏域別・市町村別）
- (8) 聴覚障害者相談（保健福祉圏域別・市町村別）
- (9) 意思疎通支援事業全般（保健福祉圏域別・市町村別）

## はじめに

神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、神奈川県内の市町村（政令市は除く）を対象に、平成 29 年度の聴覚障害に関する意思疎通支援事業等の実態について調査を行いました。

調査結果は、調査項目ごとに調査結果分析を作成しました。また、別表として、全体及び保健福祉圏集計、市町村別集計を作成いたしました。

この調査結果を県、市町村、聴覚障害団体等が共有し、意思疎通支援事業等の改善のための基礎資料とし、手話通訳者養成研修事業等の改善に役立てるとともに、市町村の意思疎通支援事業の差異の軽減、県内全体の聴覚障害福祉の向上のため役立ていただければと思います。

尚、平成 25 年 3 月 27 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知文「地域生活支援事業における意思疎通を行う者の派遣等について」と、市町村の意思疎通支援事業実施要綱（モデル要綱）が示されています。こちらも地域差異の解消等に大変役立つ資料ですので、参考までに申し添えます。

お忙しいところ、アンケートの回答にご協力いただいた各市町村の皆様に感謝申し上げます。

# I 基礎項目

保健福祉部		横浜質-三浦		三浦市		葉山町	
市町村名	横浜質市	鎌倉市	鎌倉質-三浦市	三浦市	葉山町		
担当部署名	福祉部障害福祉課地域生活支援係	健康福祉部障害福祉課	福祉部障がい福祉課	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課		
郵便番号	238-8550	248-8686	249-8686	238-0298	240-0192		
住 所	横浜質市小川町11	鎌倉市御成町18-10	鎌倉市渡子5-2-16	三浦市城山町1-1	三浦市葉山町堀内2135		
電話番号	046-829-2849	0467-23-3000 (内線2367)	046-873-1111	046-882-1111 (内線 361)	046-876-1111(内線236)		
ファックス番号	046-825-0040	0467-23-1443	046-873-4520	046-881-0148	046-876-1717		
Eメールアドレス	hp/hw@city.yokosuka.kanagawa.jp	shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp	syohuku@city.zushi.lg.jp	hoken0101@city.mitsuru.kanagawa.jp	shogai-fukusi@hayama.kanagawa.jp		
保健福祉部	藤沢市	湘南東部	茅ヶ崎市	寒川町			
市町村名	藤沢市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	寒川町			
担当部署名	福祉健康部障がい福祉課	福祉部障害福祉課	福祉課	福祉課			
郵便番号	253-8601	253-8688	253-0196	253-0196			
住 所	藤沢市堀田町1-1	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	高津郡寒川町宮山165				
電話番号	0466-50-3528	0467-82-1111(内線3211~3216)	0467-74-1111				
ファックス番号	0466-25-7822	0467-82-5157	0467-74-5613				
Eメールアドレス	fshogaifu@city.fujisawa.lg.jp	shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp	fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp				
保健福祉部	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町		
市町村名	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町		
担当部署名	障がい福祉課	障害福祉課	障がい福祉課	町民福祉部福祉課障がい福祉係	健康福祉部 福祉課障害		
郵便番号	254-8686	257-8501	259-1188	259-0111	259-0196		
住 所	平塚市浅間町9-1	秦野市松町1-3-2	伊勢原市田中348番地	中郡大磯町国府本郷1196	中郡二宮町二宮961		
電話番号	0463-21-8774	0463-82-7616	0463-94-4711(内線1245)	0463-73-4530	0463-71-3311		
ファックス番号	0463-21-1213	0463-82-8020	0463-95-7612	0463-73-1285	0463-73-0134		
Eメールアドレス	shogaifu@city.hiratsuka.kanagawa.jp	svogaifu@city.hadano.kanagawa.jp	shion@ishihara.city.jp	sfukushi@town.otoe.kanagawa.jp	fukushi@town.minomiya.kanagawa.jp		
保健福祉部	厚木市	大和市	鶴  衆	海老名市	藤  野	鎌  倉	
市町村名	厚木市	大和市	鶴  衆	海老名市	藤  野	鎌  倉	
担当部署名	福祉部障がい福祉課	障がい福祉課障がい福祉担当	保健福祉部 障がい福祉課	福祉部障がい福祉課	福祉部障がい福祉課	福祉部障がい福祉課	
郵便番号	243-8511	242-9001	243-0492	252-8566	252-1192		
住 所	厚木市中町3-17-17	大和市下鶴間1-31-7 市役所福祉センター5階	海老名市勝瀬175-1	藤野市早川1-1	鎌倉市早川550		
電話番号	046-225-2221	046-260-5665	046-235-4813	046-252-7978	0467-70-6623		
ファックス番号	046-224-0229	046-264-0123	046-233-5731	046-252-7043	0467-70-5702		
Eメールアドレス	2100@city.atsugi.kanagawa.jp	ke_shoug@city.yamato.lg.jp	shougafukusi@city.china.kanagawa.jp	syoufuku@city.zama.kanagawa.jp	wm.705623@city.ayase.kanagawa.jp		
保健福祉部	愛川町	清川村					
市町村名	愛川町	清川村					
担当部署名	福祉支援課障害福祉係	保健福祉課					
郵便番号	243-0301	243-0915					
住 所	愛甲郡愛川町角田251-1	愛甲郡清川村塚ヶ谷2216					
電話番号	046-285-2111	046-288-3861					
ファックス番号	046-285-6010	046-288-2025					
Eメールアドレス	fukushi@town.aikawa.kanagawa.jp	fukushi@town.kiyokawa.kanagawa.jp					
保健福祉部	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町		
市町村名	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町		
担当部署名	福祉健康部障がい福祉課	福祉課障害福祉係	福祉課	介護福祉課	福祉課		
郵便番号	250-8555	250-0105	259-0197	258-0019	258-8585		
住 所	小田原市荻窪300	南足柄市間本440	足柄上郡中井町比奈窪56	足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター	足柄上郡松田町松田惣領2037		
電話番号	0465-33-1467	0465-73-8047	0465-81-5548	0465-83-8024	0465-83-1226		
ファックス番号	0465-33-1317	0465-74-0545	0465-81-5657	0465-83-8016	0465-44-4685		
Eメールアドレス	shofuku@city.odawara.kanagawa.jp	svyogaifukushi@city.minamisashigara.kanagawa.jp	fukushi@town.nakai.kanagawa.jp	kaigo@town.zi.kanagawa.jp	fukushi@town.matsuda.kanagawa.jp		
保健福祉部	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町		
市町村名	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町		
担当部署名	福祉課福祉推進係	福祉課	福祉部福祉課障がい福祉係	健康福祉課	社会福祉課		
郵便番号	258-0195	258-8502	250-0398	259-0302	259-0392		
住 所	足柄上郡山北町山北1301-4	足柄上郡開成町延沢773番地	足柄下郡箱根町湯本256番地	足柄下郡真鶴町岩244番地の1	足柄下郡湯河原町中央2-2-1		
電話番号	0465-84-0344	0465-84-0316	0460-85-7790	0465-68-1131 (内線 242)	0465-63-2111 (内線 314)		
ファックス番号	0465-79-2171	0465-85-3433	0460-85-8124	0465-68-5119	0465-63-2940		
Eメールアドレス	fukushi@town.yamakita.kanagawa.jp	fukushika@town.kaisei.kanagawa.jp	web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp	ken_shougafukushi@town.manzuru.kanagawa.jp	fukushi@town.yugawara.kanagawa.jp		

## II 手話奉仕員養成等の分析

### 1 手話奉仕員養成の実施状況等

神奈川県域 30 市町村の中で、平成 29 年度に手話奉仕員養成を実施した市町村は 26 自治体でした（問Ⅱ-1）。逗子市と葉山町、足柄上地域の南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の 1 市 5 町が共催で実施しました（問Ⅱ-3）。

平成 30 年度は足柄上地域でも実施しないため、実施自治体は 20 自治体に減少していません（問Ⅱ-13）。

平成 29 年度に手話奉仕員養成を実施した 26 自治体の内、18 自治体では「厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム全課程」を実施し、8 自治体では「厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムの一部」を実施しています（問Ⅱ-2）。一部実施の自治体の中には、入門課程、基礎課程を 2 年間で実施するところもあります（問Ⅱ-16）。また、平成 30 年度には、参加しやすいように昼間コース設置や、名称を改めた自治体も見られました（問Ⅱ-11）。

実施形態では「地域の聴覚障害者協会に委託」が 19 自治体（問Ⅱ-3）。実技講師は「聴覚障害者と手話通訳者等の 2 人」で担っているのが 25 自治体（問Ⅱ-5）となっています。

手話奉仕員養成の目的を「達成している」と回答したのが 20 自治体（逗子市は入門課程 50%、基礎課程 70%）となっており、「達成できていない」という回答も 3 自治体あり、「個人差がある」、「判別が難しい」といった回答も 3 自治体ありました（問Ⅱ-7）。

「達成できていない」内容としては、「聴覚障害者団体行事や手話サークルへの参加が不十分」であることが挙げられています（問Ⅱ-8）。その原因としては予算不足、イベントへの参加を強制できないなどが挙げられています（問Ⅱ-9）。

平成 29 年度に手話奉仕員養成を実施しなかった自治体（問Ⅱ-1）の中で、実施しなかった理由は、「予算が確保できない」、「運営が大変だから」、「開催要望がない」、「手話奉仕員を必要とする対象者が少ない」などの意見が挙げられています。（問Ⅱ-12）。

手話奉仕員養成の課題としては、「受講者に合ったレベルの講習実施」（10 自治体）が最も多く、「講師不足」（9 自治体）、「聴覚障害者との交流促進」（9 自治体）、「運営が大変」（8 自治体）、「受講者不足」（7 自治体）などとなっています。（問Ⅱ-10）。

市町村の手話奉仕員養成が、県の手話通訳者養成につながっていない理由としては、「手話通訳者養成を受講するための試験が難しすぎる」（学科試験 11、技術試験 12 自治体）、「会場が藤沢なので受講しにくい」（11 自治体）、「手話奉仕員養成で、十分な内容の講習ができていない」（6 自治体）となっています。また、「開催日程・回数・定員」といった県手話通訳者養成に関するもの（3 自治体）、「時間がない・取れない」（3 自治体）、「現状を把握していない」（2 自治体）などの意見がありました（問Ⅱ-37）。

県手話通訳者資格取得までの手話学習経験年数については、「5 年」（10 自治体）が最も多く、「6 年」（5 自治体）、「3 年」（4 自治体）などとなっています（問Ⅱ-38）。

県の手話通訳者養成の改善については、「養成コースの地域開催」（18 自治体）、「再受験

者対策の充実」(16自治体)、「養成コースの複数化」(11自治体)が多く、「養成コースの充実」(6自治体)、「合格基準の緩和」(3自治体)となっています(問Ⅱ-39)。

手話通訳者を増やしていく取り組みとして、市町村の役割では「手話、聴覚障害者理解の普及」(21自治体)、「手話通訳者の身分保障」(19自治体)、「聴覚障害者との交流」(18自治体)、「手話奉仕員養成の充実」(15自治体)となっています。県の役割では「市町村手話奉仕員養成と県手話通訳者養成をつなげる工夫」(24自治体)、「手話通訳者の身分保障」(22自治体)、「財政的な支援」(20自治体)、「手話通訳者養成講習会の充実」(19自治体)、「手話、聴覚障害者理解の普及」(18自治体)となっています。

また、手話奉仕員・手話通訳者養成に関する自由記述では、「手話通訳者養成につなげるための補習的講座について、町レベルで行うと参加者が足りない状態が続いている。市町村で輪番制にするか、在勤対象者も受講可」、「若い世代の受講生が少ない。県の通訳者養成につながるレベルの受講生育成に時間がかかる。平日昼間に活動できる人材の確保ができない」、「様々なレベルの方がいるので、画一的な講習ではなかなかフォローができず、講師の確保や財源的にも難しいかと思います。県の講習会を受講できる人数を増やすなどの対応も必要かと思います。」といった意見もありました(問Ⅱ-42)。

## 2 手話奉仕員養成以外の手話に関する講座等の実施状況

- (1) 平成 29 年度に手話奉仕員養成以外の手話に関する講座等を実施した市町村は 15 自治体でした(問Ⅱ-19)。その内訳をみると「手話の普及、拡大のための講座等」(5自治体)、「手話通訳者養成につなげるための補習的講座等」(12自治体)、「その他」(1自治体)となっています(問Ⅱ-20)。「手話通訳者養成につなげるための補習的講座等」では、年間 40 回以上の講習を実施している自治体が 3 自治体、30 回以上が 4 自治体ありました。この講座での技術等の向上については「相当向上した」「ある程度向上した」とする自治体が 11 自治体となっています(問Ⅱ-25)。課題としては、「講師の確保・不足」、「受講者の姿勢・意識」などが挙げられています(問Ⅱ-29)。
- (2) 市町村職員を対象とした聴覚障害、手話等に関して理解を深める研修については、7 自治体で実施されています(問Ⅱ-43)。多くは、新職員採用後の研修として実施されています(問Ⅱ-44)。実施していない理由としては、「時間的に余裕がない」(15自治体)、「予算が確保できない」(10自治体)が多くなっています(問Ⅱ-45)。平成 30 年度にはいくつか自治体が新たに実施することとしており、少しずつ広がりを見せています(問Ⅱ-46)。

### 3 前回調査との比較

(1) 市町村意思疎通支援事業アンケートは、平成 26 年度事業を対象に、平成 27 年度に実施し、平成 29 年度事業を対象とした平成 30 年度事業が 2 回目となります。

この 2 回に調査結果のいくつかを比較しての変化をまとめてみます。

(2) 手話奉仕員養成

	項 目	平成29年度		平成26年度	
		回答数	%	回答数	%
実施の有無	1 実施した	26	86.7	17	56.7
	2 実施していない	4	13.3	13	43.3
カリキュラム	1 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム全課程	18	69.2	10	58.8
	2 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムの一部を実施	8	30.8	5	29.4
	3 独自のカリキュラム	0	0.0	2	11.8
	4 その他	0	0.0	0	0.0
実施形態	1 市町村独自に実施	3	11.5	1	5.9
	2 聴覚障害者協会に委託	19	73.1	11	64.7
	3 手話サークルに委託	0	0.0	0	0.0
	4 社会福祉団体に委託	1	3.8	3	17.6
	5 その他	4	15.4	2	11.8
目的達成	1 達成できている	20	77.0	9	52.9
	2 達成できていない	3	11.5	5	29.4
	3 その他	3	11.5	3	17.7
課 題	1 講師不足	9	19.6	7	31.8
	2 聴覚障害者との交流促進	9	19.6	4	18.2
	3 受講者不足	7	15.2	3	13.6
	4 受講者のレベルに合わせた講習実施	10	21.7	3	13.6
	5 運営が大変	8	17.4		0.0
	6 その他	3	6.5	5	22.8

手話奉仕員養成を実施した自治体は、平成 26 年度と比較して、9 自治体増と なっています。実施形態では、聴覚障害者協会に委託している自治体が増加しています。

また、手話奉仕員養成の目標達成については、「達成できている」とした自治体が、50% 以上から 70%以上に増加しています。

課題については、「講師不足」が依然として大きな課題となっています。また、「聴覚障 害者との交流促進」、「受講者のレベルに合わせた講習実施」も同様に課題となっています。

(3) 手話奉仕員養成以外の講習

	項 目	平成29年度		平成26年度	
		回答数	%	回答数	%
実施の有無	1 実施した	15	50.0	14	46.7
	2 実施していない	14	46.7	15	50.0
	3 その他	0	0.0	1	3.3
目 的	1 手話の普及、拡大のための講座等	5	27.8	3	16.7
	2 手話通訳者養成につなげるための補習的講座等	12	66.7	14	77.8
	3 その他	1	5.5	1	5.5
補習的講座 の効果	1 十分に向上した	0	0.0	1	7.7
	2 相当向上した	3	25.0	2	15.4
	3 ある程度向上した	8	66.7	6	46.1
	4 なかなか向上しない	1	8.3	2	15.4
	5 向上しない	0	0.0	0	0
	6 その他	0	0.0	2	15.4

手話奉仕員養成以外の講習は、約半数の自治体で実施されており、ほぼ同様の状況です。目的としては「手話通訳者養成につなげるための補習的講座等」が、高い比率となっています。この講座等の効果については「ある程度向上した」以上の割合は、60%以上から、90%以上に上昇しています。

(3) 手話奉仕員養成が手話通訳者養成に繋がりにくい理由

項 目		平成29年度	平成26年度
手話奉仕員養成が手話通訳者養成に繋がらない理由	1 手話通訳者養成を受講するための試験が難し過ぎる。(学科試験)	11	13
	2 手話通訳者養成を受講するための試験が難し過ぎる。(技術試験)	12	9
	3 講習会場が藤沢なので、受講しにくい	11	9
	4 手話奉仕員養成で、十分な内容の講習ができていない	6	9
	5 その他	12	13
合 計		52	44

学科試験、技術試験に関するものや、藤沢という地理的なものは依然多く挙げられています。手話奉仕員養成の効果の反映か、「手話奉仕員養成で十分な内容の講習ができなかった」は減少しています。

(4) 県手話通訳者養成の改善希望

項 目		平成29年度	平成26年度
県の手話通訳者養成の改善希望	1 養成コースの複数化	11	3
	2 養成コースの地域開催	18	3
	3 養成コースの充実	6	4
	4 再受験者対策の充実	16	3
	5 合格基準の緩和	3	2
	6 その他	5	3
合 計		59	18

今回は記述式から選択式に質問形式を変更したためか、多くの回答が得られました。養成コースの複数化、地域開催、再受験者対策は依然として希望が多くありました。

(5) 手話通訳者を増やしていくために、どんなことが必要か

項 目		平成29年度	平成26年度	
手話通訳者を増やしていくために、どんなことが必要か	市町村の取り組み	1 聴覚障害者との交流促進	18	10
		2 手話、聴覚障害者理解の普及	21	8
		3 手話奉仕員養成の充実	15	7
		4 手話通訳者の身分保障	19	1
		5 その他	1	2
	合 計		74	28
	県の取り組み	1 手話通訳者養成講習会の充実	19	6
		2 手話通訳者の身分保障	22	2
		3 手話、聴覚障害者理解の普及	18	2
		4 市町村手話奉仕員養成と県手話通訳者養成をつなげる工夫	24	
		5 財政的な支援	20	3
		6 その他	1	1
合 計		104	14	

この設問も、記述式から選択式に質問形式を変更したためか、多くの回答が得られました。

市町村の取り組みとして、「手話、聴覚障害者理解の普及」が大きく伸びています。また、県の取り組みとしては、前回の調査にはなかった、「手話奉仕員養成を手話養成になく工夫」が最も多くなっています。

「手話通訳者の身分保障」については、市町村、県ともに高くなっており、依然として大きな課題であると言えます。

#### 4 手話奉仕員養成の充実に向けて

##### (1) 全市町村での手話奉仕員養成実施に向けて

ア 手話奉仕員養成は、平成 29 年度 26 自治体で実施されたものの、平成 30 年度には 20 自治体での実施に減少しています。

イ 平成 29 年度に実施し、平成 30 年度に実施しない自治体からは、手話奉仕員養成の課題として、「運営が大変」とう回答が寄せられています。会場準備や夜間開催のために自治体職員の負担が大きかったためと考えられます。継続して手話奉仕員養成を実施していくためには、市町村と地元聴覚障害者協会、手話通訳者集団、手話サークル等で、目的を共有し、運営上の課題も含めて十分な協議を行い、推進していく方策が必要ではないでしょうか。

##### (2) 講師の確保、養成の実施が不可欠

ア 手話奉仕員養成の課題として、講師不足、講師確保が難しい現状があります。

イ 手話奉仕員を養成するためには、厚生労働省手話奉仕員カリキュラムの全課程 80 時間の講習実施が必要となります。しかし、市町村からの回答にあるように、実際に講習を担う講師が不足しており、講師の養成が大きな課題として、挙げられています。講師が育たなければ、受講者のレベルに合わせた充実した講習内容を組むことができないこととなり、十分な奉仕員養成の実施が難しくなります。関係団体を含めての具体的協議が必要となります。

##### (3) 聴覚障害者との交流拡大

ア 市町村の多くから、聴覚障害者との交流が不足しているとの回答がありました。地元聴覚障害者協会や手話サークル等との交流をいかに拡大していけるかは、市町村、地元聴覚障害者、手話サークル等との連携をどう取るかの協議、検討が必要となります。

##### (4) 受講者の拡大

ア 平成 29 年度に手話奉仕員養成を実施した 26 自治体の内、18 自治体で講習会またはコースで定員に達していませんでした（問Ⅱ-4）。

イ 手話、聴覚障害者理解の普及をどうすすめていくか、市町村、地元聴覚障害者、手話通訳者、手話サークル等と連携して、どう取り組むかの協議、検討が必要ではないでしょうか。

#### 4 手話通訳者養成の充実に向けて

##### (1) 手話通訳者養成の状況

ア 平成 30 年度までは、手話通訳者養成コースに進むためには学科試験、技術試験の合格が条件となっていました。技術試験の過去 5 年間の合格者数、合格率等は、次のとおりです。

神奈川県手話通訳者養成講習会技術試験合格者数等

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受験者数	32	43	35	54	56
合格者数	13	18	22	18	19
合格率	40.6%	41.9%	62.9%	33.3%	33.9%

※ 相模原市、横須賀市を含む。

イ 技術試験では、手話表現、手話の読み取りを行っており、手話奉仕員養成の目標である「手話で聴覚障害者と会話ができる」よりも、より手話通訳の技術を考査する試験となっていました。技術試験問題については、毎年解説ビデオを制作し、貸出を行っています。

養成コース定員は、20人に設定し、隔年で昼夜のコースを実施しています。

ウ 平成16年度から社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験を導入しています。試験問題はもちろん、試験方法、採点基準、採点方法も社会福祉法人全国手話研修センターの指示により実施しています。過去4年間の受験者数、合格率等は次のとおりです。

手話通訳者全国統一試験合格者数等

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受験者数	37	44	42	44
合格者数	7	8	8	12
合格率	神奈川県	18.92%	18.19%	27.30%
	全国平均	11.77%	18.05%	12.89%

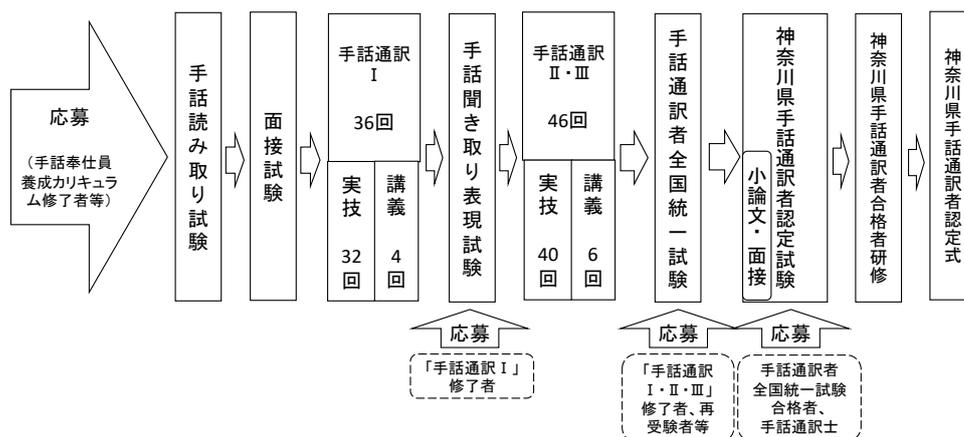
※ 相模原市、横須賀市を含む。

また、過去4年間の市町別合格者は次のとおりです。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平塚市	1	2	2	
鎌倉市	1		1	3
藤沢市		1		1
小田原市				1
茅ヶ崎市			1	1
逗子市	1			2
三浦市				
秦野市				
厚木市		1		
大和市			1	
伊勢原市				
海老名市	1	2	1	1
座間市	1			1
南足柄市				1
綾瀬市	1			
葉山町				1
寒川町				
大磯町		1	1	
二宮町		1	1	
中井町	1			
大井町				
松田町				
山北町				
開成町				
箱根町				
真鶴町				
湯河原町				
愛川町				
清川村				
横浜市				
川崎市				
相模原市				2
横須賀市			2	
計	7	8	8	12

## (2) 手話通訳者養成の改革

ア 市町村手話奉仕員養成が、県手話通訳者養成に繋がりにやすくするために養成コースの受講条件を変更し、より充実した養成講習が行えるよう、平成 31 年 2 月から新しい手話通訳者養成体系に基づいた養成コースがスタートしました。



### 1. 養成コースと試験の仕組み

(ア) 神奈川県手話通訳者認定試験として実施している、手話通訳者全国統一試験の試験範囲は、「手話通訳 I」、「手話通訳 II」、「手話通訳 III」のテキストの修了試験として実施されています。

(イ) 従来の 1 度の選考で「手話通訳 I・II・III」を受講する方式から、「手話通訳 I」と「手話通訳 II・III」を分離し、それぞれで受講者選考を行うこととしました。

### ウ 養成コース受講者選考方法の変更

(ア) 「手話通訳 I」の選考方法

市町村の手話奉仕員養成が、県の手話通訳者養成になかなかつながらない理由として、「学科試験が難しい (11 自治体)」「技術試験が難しい (12 自治体)」（問 II-37) という意見が寄せられていました。そこで、学科試験、技術試験を廃止し、手話読み取り試験、面接試験に変更しました。

手話奉仕員養成の目標は「手話で聴覚障害者と会話ができる」ことが挙げられています。そのため基本的な手話等の読み取りと、聴覚障害者との会話ができるかを考査し、受講者を決定することとしました。

(イ) 「手話通訳 II・III」の選考方法

「手話通訳 I」修了者を対象に、手話表現試験を行います。

従来の技術試験でも実施していましたが、「手話通訳 I」を修了し、手話技術が定着し、手話通訳者としての資質も向上した段階で実施します。

エ テキストに合わせた講習の充実

- (ア) 平成 30 年度養成コースは、108 時間の実技講習を実施しています。新しい養成コースは、テキストの講義数に合わせて、「手話通訳Ⅰ」64 時間 (32 回)、「手話通訳Ⅱ・Ⅲ」80 時間 (40 回)、合計 144 時間の実技講習を実施します。
- (イ) 集中講義として実施していた各講義についても、養成コースの学習段階に合わせて、コース内で効果的に実施し、定着を図ります。

オ まだ残る課題

- (ア) 手話通訳者養成には、養成コースの複数化、地域開催、再受験者対策などまだまだ多くの課題が残っています。
- (イ) 課題解決に向けては、県、関係団体とも協議をすすめていく必要があります。

### Ⅲ 要約筆記者養成等の分析

#### 1 要約筆記者養成の実施状況等

平成 29 年度に要約筆記者養成を実施した市町村は 9 自治体と、自治体数は前回調査と変わりませんでした（問Ⅲ-1）。

実施状況をみると、茅ヶ崎市では講習会として実施されたこと、座間市でパソコン要約筆記者養成も実施されたこと、厚木市では講習回数が 8 回から 9 回に拡大されました。一方、湯河原町では実施されなくなった状況があります。また、綾瀬市では平成 30 年度から実施、小田原市では平成 31 年度から実施が予定されています（問Ⅲ-2、4）。

要約筆記者養成講習会を実施していない理由としては、「予算がないから」（10 自治体）、「講師の担い手がいない」（9 自治体）、「運営が大変だから」（6 自治体）、「要約筆記者が足りているから」（3 自治体）となっています。「要約筆記者が足りているから」との回答は、派遣件数との関係からの回答と考えられます。また、その他の回答では、要約筆記のニーズが少ないことを挙げている自治体が目立ちました（問Ⅲ-15）。

県要約筆記者養成の追加募集については「知っている」（8 自治体）、「知らない」（22 自治体）となっています。地域で要約筆記者養成を行うことで、県要約筆記者養成を受講しやすくなり、地域の要約筆記者拡大につながる仕組みですが、十分に認知されていない状況がありました。（問Ⅲ-17）。

要約筆記者養成の課題としては、要約筆記や難聴者についての周知を行っているものの、受講者が少ないという回答が多くありました（問Ⅲ-18）。

#### 2 要約筆記者養成の課題

要約筆記者養成の目標は、県および市町村に登録し活動できる要約筆記者を養成し、神奈川県内の聴覚障害者等の社会参加を推進することがあげられます。

手話通訳者の存在は、社会的に定着してきたものの、要約筆記についての認知はまだ十分とは言えない状況です。また、難聴者自身も要約筆記や要約筆記者派遣制度について情報がなく、利用に至らないのが現状と言えます。そのため、養成しても派遣の申請が少なく、実績がないため予算減額につながってしまう自治体もあるのではないのでしょうか。

聴覚障害者数から言っても、手話通訳利用者数より要約筆記利用が可能な人数のほうが圧倒的に多いのが実際ですが、要約筆記の存在が情報として入らないため、利用につながらないケースも多くあると推察できます。このことから、要約筆記を担う市民だけでなく、中途失聴・難聴者に対しても、広く要約筆記について普及啓発していくことが肝要であると言えます。

障害者差別解消法施行、厚生労働省モデル要綱に準じた派遣要綱改正等により、要約筆記の普及啓発が進むと、要約筆記の需要も増えるだろうと予想されます。普及啓発と並行して、要約筆記者の養成継続も必要です。

#### IV 厚生労働省市町村意思疎通支援事業モデル要綱関連の分析

##### 1 厚生労働省市町村意思疎通支援事業モデル要綱関連の実施状況

###### (1) 要綱改正

平成 25 年に通知された「厚生労働省市町村意思疎通支援事業モデル要綱」に準じた要綱に改正していると回答した市町村は 12 自治体、改正する予定が 3 自治体、改正する予定はないが 12 自治体でした（問IV-1）。前回調査では 3 自治体でしたので、増加しています。

###### (2) 連絡調整担当者

意思疎通支援者派遣に係る連絡調整業務を担う連絡担当者の設置を「している」は 14 自治体、「していない」は 16 自治体でした。設置していない地域は「今後も設置をする予定はない」が 14 自治体で、検討中の地域もありました。（問IV-3、7）

連絡調整業務担当者の資格は手話通訳士、手話通訳者が 12 自治体、要約筆記資格が 1 自治体（手話通訳者と兼務）、その他が 2 自治体でした（問IV-4）。

連絡調整業務担当者の業務について、意思疎通支援者派遣にかかる連絡調整以外にどんな業務になっているかの問いでは、聴覚障害当事者等課題把握が 11 自治体で最も多く、次いで聴覚障害当事者へ日常生活支援が 9 自治体、聴覚障害当事者への社会参加支援が 9 自治体と多く、その他として一般事務、福祉窓口手続きなど福祉関係事務業務となっています（問IV-5）。

連絡調整業務担当を設置していない理由として①必要性を感じない（7 自治体）、が最も多く、②適任の手話通訳者がいない（6 自治体）、③予算が確保できない（4 自治体）、④意思疎通支援者派遣事業を実施していない（1 自治体）となっています（問IV-6）。

連絡担当業務について変更した事項として、設置通訳者（職名は臨時職員、または嘱託職員）の体制を複数体制する予定や、設置通訳者の時間を延長などが挙げられています（問IV-8）。

連絡調整業務担当者の課題としては、設置通訳者（手話通訳者）が臨時職員及び嘱託という身分で非常勤として採用されている場合は、勤務時間が短く対応できていない時間帯があること、設置日は毎日でないこと、通訳以外の業務をどの程度担えるのか、などが挙げられています（問IV-9）。

###### (3) 広域派遣

広域派遣についての対応は、在住の聴覚障害者が県外での派遣希望した際、「派遣できる」が 23 自治体、派遣できないが 8 自治体となっています（問IV-10）。

広域派遣が出来ない理由としては、①要綱に該当しないから②派遣費が支払えないから③予算が足りないから④その他となっています。「予算が足りない」についての回答がありますが、これまでの事例がなく広域派遣の周知、理解が不十分な点もあったかもしれませんが、遠方での手話通訳派遣は、そこに行くまでの神奈川県からの通訳者の交通費の支出を伴うものではなく、当事者が赴く現地の市町村で、手話通訳者の利用ができるよう、行政同士

調整、依頼をすることです。現地の基準にあった謝礼金の支出は必要ではあり、金額や支払い方法の確認が必要となります。家族の冠婚葬祭の際、他地域で行われることも多いため、各県、地域では、広域派遣に対応することがほぼ当たり前になってきていると思います。また派遣費が登録者以外に支払えない等要綱に制限がある場合なども、変更できている市町村の考え方や手続きについて情報を交換できる機会があるとよいと感じます（問IV-11）。

他都道府県在住の聴覚障害者が、来県し手話通訳者等を必要とした際の依頼が可能かどうかについては、「派遣できる」が 11 自治体。「派遣できない」が 20 自治体となっています（問IV-13）。

派遣できない理由として、「派遣対象者ではないから」（11 自治体）、市町村の「要綱に該当しない」（10 自治体）、「派遣費が受け取れない」（3 自治体）、「手話通訳者、要約筆記者が少ないから」（3 自治体）などの理由が挙げられています。またその他として、通訳者報酬の受け取りができないことや、広域派遣は県の役割とと思っているとの意見もありました。課題として、前述にもある行政が報酬の受け取りができないため派遣費は直接通訳者が受け取ること、また広域派遣がまれの依頼のため、手続きや確認に時間を要することなどがあります（問IV-17）。

#### （4）研修

##### ア 手話通訳者

研修を「実施している」は 7 自治体、「実施していない」は 23 自治体となっており、技術や知識向上を図る研修を行っています（問IV-19）。

研修会をしていない理由として「予算が確保できない」（13 自治体）で最も多く、「必要性を感じない」（7 自治体）、「講師がいない」（5 自治体）となっています（問IV-20）。

##### イ 要約筆記者

研修を「実施している」は 6 自治体、「実施していない」は 24 自治体となっており、技術や知識向上を図る研修会を行っています（問IV-24、25）。

研修会をしていない理由として、「予算の確保が難しい」（13 自治体）、「必要性を感じない」（9 自治体）、「講師がいない」（7 自治体）などが挙げられ、手話通訳と同じような回答となっています（問IV-26）。

より充実したスキルを持つために、外部講師や、外部委託をすることも考えられますが、いずれも「予算がない」との理由が掲げられています。

#### （5）頸肩腕健康診断

「実施している」は 1 自治体、「実施していない」が 29 自治体となっています。1 自治体では、設置手話通訳者のみ実施しています（問IV-30）。

実施をしない理由として、「予算がない」ことが挙げられています、「県で健診を実施しているから」との回答もありました（問IV-34）。ただし、市町村には、県に登録しない手話通訳者も多数おり、健康診断がなされないまま派遣に出ている状態は課題と言えます。

#### （6）派遣運営委員会

派遣運営委員会を「開催している」のは4自治体と少なく、「開催していない」は26自治体でした（問IV-38）。

しかし、開催していない理由として、「派遣運営委員会」という名称は使用していません。また、各団体からの要望や、話し合いをする機会は設けていることや、特に問題が起きていない等の回答がありました（問IV-41）。

## 2 厚生労働省「市町村の意思疎通支援事業実施要綱」（モデル要綱）の充実に向けて

平成25年3月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知文「地域生活支援事業における意思疎通を行う者の派遣等について」における、市町村の意思疎通支援事業実施要綱（モデル要綱）には、有資格の連絡調整業務担当者の設置、広域派遣の実施、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の研修及び頸肩腕障害健診の実施、派遣運営委員会の設置等、地域での聴覚障害者福祉の向上に必要な項目が盛り込まれています。市町村でのこの要綱の完全実施が市町村差異の解消につながり、この要綱に盛り込まれた項目の実施状況を比較することで、市町村の差異を測るバロメーターになると考えています。

まず、市町村の意思疎通支援事業実施要綱（モデル要綱）に改正していない市町村があるため、それに伴う、広域派遣や、頸肩腕健康診断、派遣運営委員会等も行われていない状況にあります。

また、派遣運営委員会は、団体と行政との懇談をする場合を設ける場合や利用者の声を（個人的に）聞いているという場合とでは、何が違うのかが明確になっていないため、派遣運営委員会の必要性がわかりにくいのではないかと考えられます。

広域派遣については、事例や情報が少ないため、他県へ行く場合の派遣方法や交通費がどれだけかかるか分からないため、「予算がない」との回答になってしまうのではないかと考えられます。広域派遣では現地で手話通訳者、要約筆記者を依頼するため、基本的には現地の派遣費と交通費を直接、または現地の派遣元に支払うことの情報提供が必要です。

県外への派遣は23自治体で実施できると回答がありましたが、逆に、来県者への派遣は、11自治体で実施できると回答がありました。県外への派遣依頼はできるが、県外からの派遣依頼は受けられないという状況があります。要綱の改正等が必要となっています。

頸肩腕障害健康診断は、手話通訳者がいくつかの市町村に登録しているため、どの市町村が責任を持つのか、整理できていないのではないかと考えられます。また、県登録者が、県で受診したとしても、個人情報であるため、市町村に県から報告はできないので、通訳派遣をする際の健康管理の責任を、市町村では感じられていないのかもしれませんが。また、県に登録していない市町村登録手話通訳者は、健診を受けられない状況があります。その意味でも、市町村での頸肩腕障害健康診断実施が必要となります。予算の問題も課題としてあげられているため、頸肩腕障害健康診断を1次、2次健診に分けて受診できるかなども検討が必要となっています。

手話通訳者の研修については、実施していない市町村が多いですが、専門性は集団の中で育つと言われます。具体的な場面を思い浮かべて仲間と一緒に、なぜそのような行動をしたのか、立ち止まって考えていく研修は、不可欠と思います。

モデル要綱への理解を深めるために、市町村、地域の聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）団体等が学習と協議を行い、実状把握、情報共有の中から、改善への道筋を探っていくことが重要ではないでしょうか。

## V 手話通訳者の設置の分析

### 1 手話通訳設置の状況

30 市町村の中で平成 29 年度に手話通訳者の設置を実施した市町村は 18 自治体でした。12 自治体には設置が無く、特に県西では 9 市町村で設置されていません（問V-1）。

設置日数を見ると週 5 日以上設置は 11 自治体、平成 26 年度と比べると 3 自治体増えていました。次いで多いのが週 1 日設置で 4 自治体でした。

市町村手話通訳者設置日数の比較

設置日数	平成30年度調査	平成27年度調査	増減
週5日	11	8	3
週4日	1	0	1
週3日	2	3	-1
週2日	1	2	-1
週1日	4	5	-1
計	19	18	1

※平成30年度調査は2カ所設置は場所ごとの日数で記載。実施自治体数は18。

身分については、非常勤、臨時の採用形態が多く、正規職員での採用は 1 自治体しかありません。（問V-7）。職名は「手話通訳者」が最も多くなっています。設置通訳者の業務は「手話通訳（18 自治体）」、「来庁した聴覚障害者の相談（13 自治体）」、「手話通訳者の派遣コーディネーター（13 自治体）」・「要約筆記者の派遣コーディネーター（11 自治体）」となっています。手話通訳者だけでなく、派遣コーディネーターや相談に応じている自治体が多くなっています。（問V-10）。

設置通訳者が庁外に出ることが認められているのは 10 自治体でした。設置を実施している自治体の半数以上になります（問V-11）。

平成 30 年度に改善、変更した項目として、設置日数が 1 自治体で増えています週 5 日設置、2 人体制、延長時間が変わったのは 3 自治体でした。（問V-15）。

手話通訳者設置事業の課題では、「手話通訳者不足で派遣調整に支障が出ている」、「設置手話通訳に時間を要していると派遣コーディネーター業務が後回しになってしまう、日中、救急で利用者が病院に運ばれた時、設置手話通訳者が行くことができない」、「一人設置のため、通訳者が休みだったり、庁外に出てしまったりすると窓口で手話対応できる職員がいない」、「庁内手続きや相談など手話を必要とする方に広く利用いただくため、今後も周知が必要である」、「設置が 1 人のため不在になる時間がある」、「設置手話通訳者をアルバイトとしてではなく、非常勤職員として採用したいが、予算措置ができない」といった回答がありました。（問V-16）。

設置が行えない理由として「市町村内に対象者がいない」（1 自治体）、「聴覚障害者からの希望、要望が無い」（7 自治体）、「設置する予算がない」（5 自治体）、「担い手となる手話

通訳者が居ない」(6自治体)、「聴覚障害者来所は事前予約し、手話通訳者を派遣しているから」(3自治体)となっています。また、「必要性を感じないため」、「対象者が少なく、窓口対応に必要な場面がないため」という回答もありました(問V-13)。

こうした結果から、設置日数、時間、体制が変わった自治体が増えてきていますが、県全体に手話通訳者等の人材が不足していること等の課題が明らかとなりました。

## 2 手話通訳者設置の改善のために

前回の調査の時より、週5日の体制、2人常時体制の自治体も出てきました。手話通訳者不足であり、今後、手話通訳者の養成、設置の増加が大きな課題となっているが、日本が全体的に人手不足のため、特に身分の整っていない手話通訳者の人数をすぐ増やしていくことは厳しい状況があります。ただし、地域の聴覚福祉を高めていくためには、中核となる設置手話通訳の役割は大きいと考えます。市町村設置手話通訳者と神奈川県聴覚障害者福祉センターが連携しながら、聴覚障害者により専門的な支援ができるようになればよいのではないのでしょうか。

手話通訳者の設置は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の中の、意思疎通支援事業に含まれており、市町村の必須事業となっています。

設置された手話通訳者は、手話通訳(庁舎内での手話通訳、電話通訳を含む)、来庁した聴覚障害者の相談、手話通訳者・要約筆記者の派遣コーディネート、聴覚障害者関係事務等、市町村における聴覚障害者福祉の核としての役割が期待されます。聴覚障害者が来庁した時に、手話で自由に話ができる環境を整備していくことで、設置手話通訳者が、地域の聴覚障害者のニーズを把握し、適切な福祉サービスに結び付けたり、改善を進めることに役立つのではないのでしょうか。

設置手話通訳者は、地域の聴覚障害者に寄り添い、地域の聴覚障害者福祉の向上には不可欠の存在と言えます。週1日、2日の設置では、こうした役割を果たすことはできません。このことは、週5日設置している市町村と、それ以外の市町村(設置がない市町村を含む)では、業務内容等に大きな違いがあることが分かります。

問V-10 設置手話通訳者の業務内容は何ですか。 (複数回答)	週5日設置	週1~4日 設置
1 手話通訳(庁内での手話通訳者、電話通訳を含む。)	11	7
2 来庁した聴覚障害者の相談	9	4
3 手話通訳者の派遣コーディネート	11	2
4 要約筆記者の派遣コーディネート	11	0
5 派遣関連事務	10	2
6 手話奉仕員養成及び関連業務	8	1
7 聴覚障害者関係事務	8	1
8 身体障害者関連事務	3	0
9 一般事務(電話対応を含む)	8	2
10 その他	2	0

※週5日設置は11自治体。週1~4日設置は7自治体

聴覚障害者が市町村で自分らしく生活していくためには、手話通訳者の週 5 日設置と、意思疎通支援事業の中核としての業務を担う体制の整備が重要と考えます。そのためには、市町村、地域の聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）団体等が、意思疎通支援事業の現状を共有し、改善の方法を協議していくことが必要ではないでしょうか。

## VI 手話通訳者派遣の分析

### 1 手話通訳派遣実施状況と分析

#### (1) 手話通訳派遣事業実施状況

手話通訳者派遣は 30 市町村すべてで実施されています（問VI-1）。

登録人数が最も多い地域は 20 人（茅ヶ崎市）、次いで 19 人（藤沢市）18 人（三浦市・横須賀市、大和市）、17 人（鎌倉市、海老名市）、13 人（厚木市）、12 人（秦野市）、11 人（平塚市、寒川町、逗子市、葉山町）、10 人（二宮町）、9 人（小田原市、南足柄市）、8 人（伊勢原市、座間市、綾瀬市）、7 人（大磯町）、6 人（松田町）、5 人（中井町、開成町）、4 人（山北町）、2 人（湯河原町）となっています。ほか 0 人の 5 自治体は自営の手話通訳者登録制度がないため、手話通訳等の派遣事業は、神奈川県聴覚障害者総合福祉協会への派遣依頼をしています。市町村登録人数は、手話通訳者が市内居住者のみ登録の地域や、圧倒的に市外登録が圧倒的に多い地域もあり、また、日頃の派遣の様子から、登録人数が多い地域でも実際に活動できる人数と必ずしもイコールではないでしょう。（問VI-2）

前回調査との比較では、41 人増となっています。

手話通訳者登録者数の比較

区 分	平成30年度調査	平成27年度調査	増減
市町村登録手話通訳者	277	236	41

派遣人数は、1,000 人以上の地域が 1 自治体（横須賀市）、100 人以上 3 自治体（鎌倉市、三浦市、二宮町）、200 人以上 7（逗子市、寒川町、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、小田原市）、300 人以上 2 自治体（厚木市、茅ヶ崎市）、400 人以上 2 自治体（大和市、座間市）、500 人以上 1 自治体（平塚市）、700 人以上 1 自治体（藤沢市）、100 以下 10 自治体（大磯町、愛川町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、葉山町、湯河原町）となっています。他 0 人の市町村もあります。

例えば、同じ 8 人の登録者でも 400 件以上の通訳派遣を行っている地域（座間市）や、200 件の地域もあり、地域により登録者の稼働の量が違っている様子もわかります。地域で暮らす聴覚障害者の人口や年代によっても稼働の量には影響があると思われるので、この数字以外実態を見ていくことも大切だと思います（問VI-3）。

前回調査との比較では、総数では、件数で 100 件、人数で 180 人の増加となっています。

謝礼金は時間を追うごとにその地域の基準によりアップしていく地域がほとんどだが、最初の 1 時間が 2000 円～4800 円（愛川町の 6000 円は社福基準でそのうち 40%が通訳者へ支給されるため 4800 円）。8 時間では 5500 円～12000 円と地域により倍ほどの謝礼金の差がありました。また 1 件につき時間に関係なく定額の地域もあります（問VI-4）。

交通費の全額支給は 9 自治体のみで、それ以外の一部もしくは支給はしていないとのことでした。また派遣現場が市外か市内かにより、支給の基準や定義に違います。

交通費全額負担は 8 地域、他は市町村の役場から派遣会場までか、一律の金額の支払いと  
なっています。全額支給が少なく、市外登録通訳者が多い地域もあることを考えると、交通  
費が謝礼金のどの程度の割合まで係ってしまうのか、市外登録通訳者への配慮も懸念され  
るところです（問VI-5、6、7）。

手話通訳者派遣件数・人数市町村別調査別比較

区 分	平成30年度調査		平成27年度調査		増 減	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
横須賀市	1,030	1,030	914	1,067	116	-37
鎌倉市	148	186	203	203	-55	-17
逗子市	227	292	327	417	-100	-125
三浦市	107	125	141	141	-34	-16
葉山町	24	40	44	67	-20	-27
藤沢市	694	761	585	617	109	144
茅ヶ崎市	280	319	228	275	52	44
寒川町	184	213	139	154	45	59
平塚市	451	528	534	583	-83	-55
秦野市	214	263	272	272	-58	-9
伊勢原市	244	277	223	268	21	9
大磯町	62	84	100	100	-38	-16
二宮町	132	174	100	133	32	41
厚木市	329	370	260	276	69	94
大和市	393	428	431	431	-38	-3
海老名市	260	283	253	287	7	-4
座間市	418	455	341	355	77	100
綾瀬市	200	226	183	190	17	36
愛川町	25	25	27	28	-2	-3
清川村	0	0	0	0	0	0
小田原市	230	252	182	223	48	29
南足柄市	83	86	87	99	-4	-13
中井町	2	3	0	0	2	3
大井町	2	2	7	7	-5	-5
松田町	4	5	10	12	-6	-7
山北町	4	7	6	6	-2	1
開成町	11	13	10	11	1	2
箱根町	0	0	8	8	-8	-8
真鶴町	0	0	0	0	0	0
湯河原町	35	41	78	78	-43	-37
計	5,793	6,488	5,693	6,308	100	180

※平成27年度調査で人数未回答の市町村もあったため、未回答市町村は件数を人数として記載した。

派遣できる時間を「定めている」は 12 自治体、「定めていない」が 16 自治体、1 日の依頼できる時間数は「定めている」が 7 自治体、「定めていない」が 22 自治体となっています。（問VI-8、9）

個人派遣の場合、派遣現場は終了時間の事前設定があいまいのことも多く、切り上げも難しく延長されることもあります。1人派遣の多い市町村で、さらに登録者の少ない市町村で、1日の拘束時間が長くなってしまふ派遣が続かないように派遣元は調整が必要と感じます。

時間外手当は2自治体、深夜手当は10自治体で支給がありました。また、緊急の場合には手当の配慮がある地域もありました。市町村で担う個人派遣の場合、緊急の病院などが考えられますが、特に高齢者が多くなっている昨今では、緊急対応の割合も多いと予想され時間外手当での配慮は必要と感じます（問VI-10）。

派遣報告書は29自治体では義務とされていますが1自治体のみ義務ではありませんでした。（問VI-11）

派遣報告書から手話通訳者、聴覚障害者に問題・課題があると思った場合、もしくは派遣終了後派遣者や聴覚障害者等から問題提起や相談があった場合にどのような対応をしていますかという問いに対し、①派遣した手話通訳者へ確認を取る（20自治体）②対象の聴覚障害者や主催者へ確認を取る（16自治体）③手話通訳者と今後の対応について相談している（16自治体）④課内で今後の対応について相談している（20自治体）でした（問VI-12）。

「手話通訳派遣が出来なかったことがある」は12自治体、「手話通訳派遣ができなかったことはない」は18自治体でした。出来なかった理由として、「要綱に該当しない」が最も多く10自治体、「直近の申請だった」が5自治体、「登録者の都合がつかなかった」が2自治体となりました。（問VI-13）

手話通訳派遣事業で改善、変更した事項は①広域派遣の対応が出来るようにした②聴覚障害者本人が亡くなった場合、家族の健聴者からの申請も対象とした③冠婚葬祭に関して派遣の範囲を見直したなどがあります（問VI-14）。前述の（問VI-13）では「要綱に該当しない」ために派遣ができなかったことが一番多い理由として掲げられていますが、かねてからの懸案事項でありましたが厚生労働省のモデル要綱に示された市町村同士での広域派遣対応について、可能の地域が出てきていることや、当事者本人の葬儀が行われる際、本人申請が基本である市町村では仲間が供養に出向く際の、派遣対応に応じるには厳しい現状がありました。要綱の解釈により認められると判断されていることがわかり意思疎通支援事業の中身を見ていこうとする市町村の様子がかがえます。（問VI-15）

手話通訳者派遣の課題については、「通訳者不足」を掲げている市町村が一番多く、その他「援護関係の場合居住地と住民票が異なるため、どちらの市町村も派遣できなくなるようになるため、派遣要綱の整備が必要」「市町村の派遣の線引き」「対象者が事前に通訳者を確保すること」「変更が生じた際、対象者から派遣元に連絡がないこと」「制度利用に利用者の偏りがあるため周知をしていくこと」「町独自の事業の実施要望」などがあります（問VI-16）。

## 2 手話通訳者派遣の向上に向けて

手話通訳者不足は年々深刻化しており、身分を調整がなかなか進めないなか、登録者が中

心となり、活動をしてきたことで、他の仕事をもっている手話通訳者が多く、日中の通訳確保に支障がでています。また神奈川県手話言語条例、障害者差別解消法により、聴覚障害者のバリアフリーや社会参加が進む中で、どのように情報保障の確保に対応していくかが大きな課題となっています。

また、高齢聴覚障害者や、精神障害など別の障害を併せ持つ聴覚障害者に対する支援など、より個別の対応の時代に入っていると実感しています。若い聴覚障害者現在のIT技術を利用した情報保障を利用することも可能と思いますが、それだけでは、複雑な内容に対応していくには限界があります。よって、より寄り添った情報保障はやはり必要です。専門的な知識をもって聴覚障害者福祉を高める役割を持つ設置手話通訳者は、今後ますます不可欠となると同時に、相談員ではない「設置手話通訳者」の役割について明確にしていくことも必要でしょう。

## Ⅶ 要約筆記者派遣の分析

### 1 要約筆記者派遣等の状況

要約筆記者派遣を実施している市町村は、28自治体と、前回調査の23自治体から、増加しています。特に、県西地域での派遣制度開始が目立っています（問Ⅶ-1）。

実施している自治体では手書き、パソコン両方の派遣が24自治体となっているものの、県西地域では登録者がいないといった回答もありました（問Ⅶ-2）。

派遣を実施していない理由としては「聴覚障害者からの希望、要望がない」、「担い手となる要約筆記者がいない」といった回答がありました（問Ⅶ-3.4）。

要約筆記者の登録者数は、総数で439人となっています。手書き、パソコンの両資格者を含めての総人数は、手書き要約筆記者297人、パソコン要約筆記者237人となっています。要約筆記者が複数の市町村に登録している実態が伺えます。特に、パソコン要約筆記者は居住地登録者数より、居住地以外の登録者数が多い状況にありました（問Ⅶ-6）。

前回調査との比較でも、手書き、パソコン共に増加しています。

要約筆記者登録者数の比較

区 分	平成30年度調査	平成27年度調査	増減
手書き要約筆記者	297	186	111
パソコン要約筆記者	237	131	106
計	534	317	217

要約筆記者派遣は総数では、手書き要約筆記者が516件、810人。パソコン要約筆記者が222件、690人となっており、手書き要約筆記者の派遣が、パソコン要約筆記者派遣よりも多い状況があります。合計で、738件、1,500人となっています（問Ⅶ-7）。

前回調査との比較では、231件、382人の増加となっています。

要約筆記者派遣件数・人数の比較

区 分		平成30年度調査	平成27年度調査	増減
手書き 要約筆記者	件数	516	371	145
	人数	810	688	122
パソコン 要約筆記者	件数	222	136	86
	人数	690	430	260
合 計	件数	738	507	231
	人数	1,500	1,118	382

手当等では、深夜早朝手当（9自治体）、時間外手当（2自治体）。緊急時や派遣地域による加算を行っている市町村もありました（問Ⅶ-14）。

要約筆記者派遣の課題としては、要約筆記者派遣の利用者が少ない、手話通訳者との報酬額の違い、資料の扱いや派遣人数等のコーディネートに関するものなどの回答がありました（問Ⅶ-20）。

## 2 要約筆記者派遣の充実に向けて

### (1) 全市町村での要約筆記者派遣実施に向けて

実施しない大きな理由として「聴覚障害者からの希望・要望がない」とする市町村がありますが、要約筆記のことを知らない、本来は対象者となる聴覚障害者も多く存在すると推測できます。障害者差別解消法施行、厚生労働省モデル要綱に準じた要綱改正等により要約筆記の普及啓発が進み、合理的配慮を求められた際、不足なく対応できる用意が必要になってくるのではないのでしょうか。

### (2) 要約筆記者派遣制度の普及啓発が不可欠

要約筆記者派遣の課題として、要約筆記の認知度がまだまだ低いという現状があります。要約筆記の利用の拡充、登録要約筆記者の確保において、まずは要約筆記のこと、要約筆記者派遣制度があるという情報を聴覚障害者に伝え、利用につなげることと、並行して広く県民に要約筆記について知ってもらうことが必要不可欠であるといえます。

自治体主催の講座、行事等に要約筆記をつけることで、要約筆記を知らなかったけれども、日頃から聞こえにくさを感じている人に対して、文字による通訳があることや、その利便性を実感してもらえるのではないのでしょうか。認知度が低い現在、まずは要約筆記の存在を広く周知していくことが肝要であると言えます。

また、聴覚障害者の社会参加が進むとともに、生活に必要な通訳以外に、多種多様な面での合理的配慮が、さらに求められることが多くなっていくでしょう。利用の拡充や要約筆記者の養成の他、社会的認知度を上げ、生涯学習やイベント等の主催者にも要約筆記のことを周知し、情報保障の必要性を働きかけていくことも、これからの社会に必要なことではないのでしょうか。

センターでも、その一助となる要約筆記普及のためのツール（パンフレットや紹介映像等）制作も必要と考え、検討を進めています。

## VIII 聴覚障害者相談の分析

### 1 聴覚障害者相談の状況

聴覚障害者相談については、今回初めてアンケートを実施しました。

回答をしていただくにあたり、市町村によって集計の項目が異なっていたり、相談の定義を明確に提示していなかったため、問VIII-2「どんな相談が、何件ありましたか。」の回答で混乱が生じてしまいました。お詫び申し上げます。

とはいえ、ほとんどの市町村で、聴覚障害児・者からの相談があったとの回答があり、問VIII-2の相談件数の総数は、7,791件にのぼっています。

問VIII-3「相談を主に担当したのは誰ですか」の回答は、設置手話通訳者（14市町村）、事務担当者（12市町村）、ケースワーカー（10市町村）となっており、市町村の設置手話通訳者の役割が大きいことが伺われます。

問VIII-4「聴覚障害者の相談を受ける上で、どんなことに苦労しましたか」の回答では、本人の意思確認（20市町村）、相談内容の整理（20市町村）、コミュニケーション（13市町村）となっており、聴覚障害者とのコミュニケーションが重要となっています。

問VIII-13の高齢聴覚障害者の相談内容では、住環境の改善（12市町村）、体調管理等（11市町村）、1人暮らしへのアドバイス（8市町村）となっており、高齢者特有の課題が見られました。

問VIII-15の中途失聴者・難聴者の相談内容では、補聴器・人工内耳（15市町村）、福祉制度の利用（14市町村）、要約筆記者の派遣（10市町村）となっています。中途失聴者・難聴者の課題が構見えた結果となっています。

問VIII-17での聴覚障害児（保護者を含む）の相談内容では、軽度・中等度難聴児への補聴器購入補助（15市町村）、補装具の交付（11市町村）、福祉制度の利用（10市町村）となっており、補聴器に関する福祉制度の利用が多いことが分かりました。

問VIII-18の当センターからの支援内容としては、情報共有のためのネットワーク（20市町村）、定期的な地域での聴覚障害者相談の実施（17市町村）、聴覚障害者相談の資質向上のための研修（10市町村）となっています。当センターが聴覚障害の専門機関として、地域に赴いての相談、市町村福祉担当者との連携など、ますます進めていかなければならないことを、改めて認識する結果となりました。

## IX 意思疎通支援事業全体の分析

### 1 意思疎通支援事業全体の状況

30 市町村のうち、10 市 6 町からの回答がありました。

派遣に関するものとして、コーディネートの難しさ、制度運用の判断、守秘義務、手話通訳者不足、利用拡大の取り組み等が挙げられています。相談に関するものとしては、窓口対応の苦勞、相談体制の整備等が挙げられています。設置手話通訳者に関するものとしては、職員との連携方法、遠隔手話通訳等について挙げられています。その他には、聴覚障害者理解の啓発・普及、高齢者の補聴器購入補助制度の設立等と様々な状況、悩みが挙げられています。

また、3 町（中井町、山北町、箱根町）からは聴覚障害者や派遣制度の利用が少なく、設置手話通訳者を置くことが難しい、利用が少ないため制度の検証ができないといった現状が挙げられています。

意思疎通支援事業の円滑な実施のためには、解決しなければならない課題が数多くあることを再認識する結果となっています。

## おわりに

今回の調査結果は、平成 29 年度事業実績に基づくもので、すでにいくつかの市町村では、改善に向けた取り組みが実施されています。また、前回の平成 27 年度調査と比較しても改善された箇所も見受けられます。

聴覚障害児者が地域で自分らしく生きていくためには、市町村の意思支援事業の充実が不可欠となります。

神奈川県聴覚障害者福祉センターでは県立施設としての役割の中に、市町村支援（市町村が自立して聴覚障害福祉を担えるよう支援する）を位置付けており、調査結果は市町村支援の取り組みを実施していくための資料として活用していきたいと考えています。

また、こうした調査により市町村の実態を把握することができ、定期的に調査を行うことで、その改善、変化が見えてくると考えております。そのため、年数をおいて改めて調査を行い、改善、変化の様子を把握するとともに、市町村、県、関係団体で情報共有したいと考えています。

聴覚障害児者が、自分らしく生き生きと暮らせる地域社会の創造を目指して、市町村、県、関係団体と手を携えて取り組んでいきましょう。

